金沢市建築基準法関係取扱基準

金沢市都市整備局建築指導課

■■■　目　次　■■■

●住宅の台所について …　P.1
●認知症高齢者等グループホームについて …　P.2
●増築に該当しないものについて …　P.3
●敷地面積、建築面積、床面積等の算定について …　P.4
●壁のないカーポートの建築面積、床面積について …　P.5
●アルミニウム合金造カーポートの軒高について …　P.7
●小屋裏物置等について …　P.8
●路地状部分の定義について …　P.9
●容積率の限度を算出する場合の道路の幅員について …　P.10
●北側斜線制限の天空率適用について …　P.11
●土砂災害特別警戒区域内外にわたる居室を有する建築物の構造について …　P.12
●積雪荷重について …　P.14
●竪穴区画内における最下階の段下部分に設ける倉庫等について …　P.15
●屋外避難階段の開口部からの距離の測定について …　P.16
●階段の踊場、吹抜き部分等における手すり壁について …　P.17
●排煙設備の別棟規定の適用について …　P.18
●建築物の屋上部分等の取扱いについて …　P.19

□□□　本取扱基準の法令の略称　□□□

法 …… 建築基準法
令 …… 建築基準法施行令
規則 …… 建築基準法施行規則
告示 …… 国土交通省（建設省）告示
市条例 … 金沢市建築基準条例
市規則 … 金沢市建築基準法施行規則

法第2条	住宅の台所について	

運　用

食事等の用に供しない台所の部分で小規模なものは、法第2条第四号に規定する居室には該当しないものとする。

なお、小規模なものとは、概ね10㎡以内とする。

解　説

住宅の台所で、小規模で用途が調理に限られている場合には、使用実態が継続的ではないため、居室として扱う必要はないと解する。

市内においては、台所の床面積が6畳程度のものが多いことから、概ね10㎡以内かつ他の部分と間仕切壁等（天井から50cm以上突出した防煙垂れ壁や対面型キッチン本体（吊戸棚の有無に関係なし））で明確に区画されているものについては、居室扱いをしないものとする。

参　考

・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）P.1

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

法第2条・令第19条	認知症高齢者等グループホームについて	

運　用

認知症高齢者グループホームの用途は、次のとおりとする。

1.「寄宿舎」・・・複数の特定の者がそれぞれの個室で就寝し、食堂・便所・台所・浴室等が1か所又は数か所に集中して設けられ、居間等も含め共同で利用する場合。

2.「共同住宅」・・・各住戸が独立していて、廊下・階段その他の生活施設の共用部分をもつ場合。

3.「老人福祉施設（令第19条の第1項に規定する児童福祉施設等）」・・・老人デイサービスセンター等の老人福祉施設と併設され、利用形態が一体となっている場合。

また、障害者グループホームについても、認知症高齢者グループホームと同様に取扱う。

解　説

認知症高齢者グループホームとは、認知症対応型老人共同生活援助事業により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助、支援、世話及び機能訓練が行われる、認知症高齢者が共同生活を営む住居施設をいう。

障害者グループホームとは、共同生活援助事業により、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助が行われる、障害者が共同生活を営む住居施設をいう。

参　考

・老人福祉法

・介護保険法

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.35

履　歴

・令和5年（2023年）4月1日公表

法第2条	増築に該当しないものについて	

運　用

「増築」に該当しないもの（法第6条又は法第6条の2による建築物の確認申請は不要）は、以下のとおりとする。

(1) 既存建築物の最下階以外の床を撤去し、階段を設ける場合

・最下階以外の床の撤去と階段の設置を同時に行うもの。

・同一水平投影面積であること。

(2) 既存建築物の最下階以外の床を撤去し、エレベーターやエスカレーターを設ける場合

・最下階以外の床の撤去とエレベーターやエスカレーターの設置を同時に行うもの。

なお、エレベーターやエスカレーターを設置する際には法第87条の4による確認申請が必要である。

解　説

「増築」とは、法文上明確な定義がない。下記の参考資料では、「1の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいう。」との記載がなされている。

近年、既存ストックの活用のために法令の合理化が進み、これに伴う改修相談が多くあることから、上記のとおり「増築」に該当しない一例を示した。

なお、建築物の確認申請（法第6条又は法第6条の2）手続きが不要となるだけで、上記の行為を行ったとしても法令への適合は必要である。

参　考

・建築確認手続き等の運用改善マニュアル「一般建築物用」（平成22年3月）P.71

・逐条解説　建築基準法P.8

履　歴

・令和5年（2023年）4月1日公表

令第2条	敷地面積、建築面積、床面積等の算定について	

運　用

面積算定時の小数点以下の数値の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 敷地面積、建築面積は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。（途中省略しないこと）

2. 床面積は各階ごとに小数点以下第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。（途中省略しないこと）

3. 建蔽率、容積率は、小数点以下第2位までとし、第3位以下を切り上げる。

【上記2の計算例】

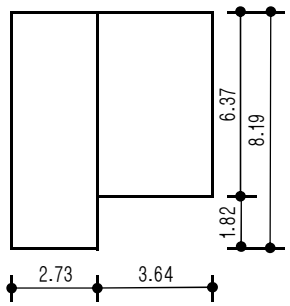

（正しい計算例）　途中省略しない

8.19×2.73＝22.3587
6.37×3.64＝23.1868
45.5455→45.54

（悪い計算例1）　計算過程で小数点以下第3位以下を切り捨てている

8.19×2.73＝22.3587→22.35
6.37×3.64＝23.1867→23.18
45.53

（悪い計算例2）　計算過程で小数点以下第3位を四捨五入している

8.19×2.73＝22.3587→22.36
6.37×3.64＝23.1867→23.19
45.55

解　説

参　考

・昭和41年3月25日住指発第87号（メートル法の完全実施について）

・不動産登記規則第100条、第115条

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

令第2条	壁のないカーポートの建築面積、床面積について	

運　用

壁のないカーポートの建築面積、床面積の算定方法の取扱いは、以下のとおりとする。

1. 建築面積の算定方法

原則として柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1m以上突き出たものがある場合においては、その端から1m後退した線）で囲まれた面積とする。

ただし、令第2条第1項第二号の規定に基づき国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造（平成5年告示第1437号）に該当するものについては、当該部分のひさしの端から1m後退した線で建築面積を算定する。

2. 床面積の算定方法

梁間方向は柱の中心線、桁行方向はひさしの端で囲まれた面積とする。

解　説

別紙「壁のないカーポートの面積算定方法（参考図）」参照

参　考

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.68～P.71、P.77

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

別　紙

壁のないカーポートの面積算定方法（参考図）

床面積

一般的な形状の場合	片持ち形状の場合
床面積＝W×B	床面積＝W×B

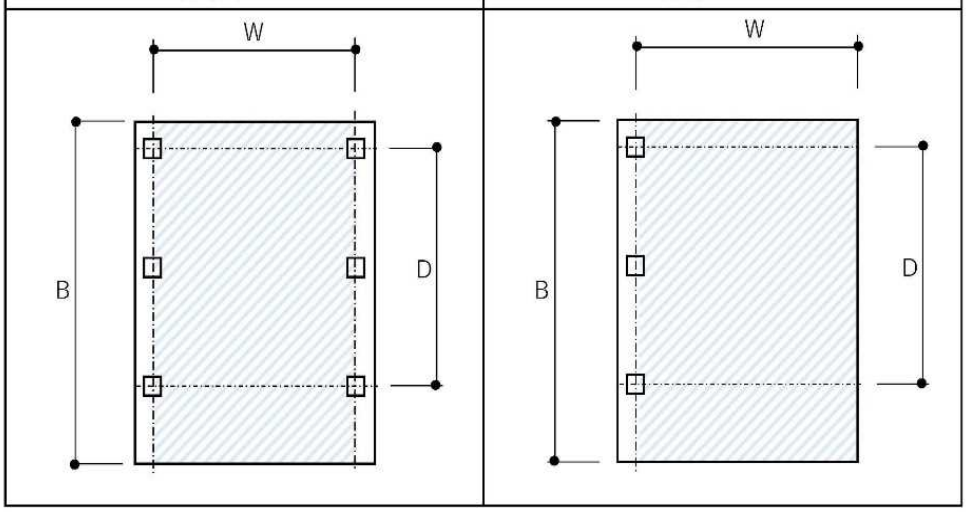

建築面積

桁行方向の柱間隔が告示不適合の場合	どちらの方向も告示適合の場合
建築面積＝W×（B－2.0m）	建築面積＝（A－2.0m）×（B－2.0m）

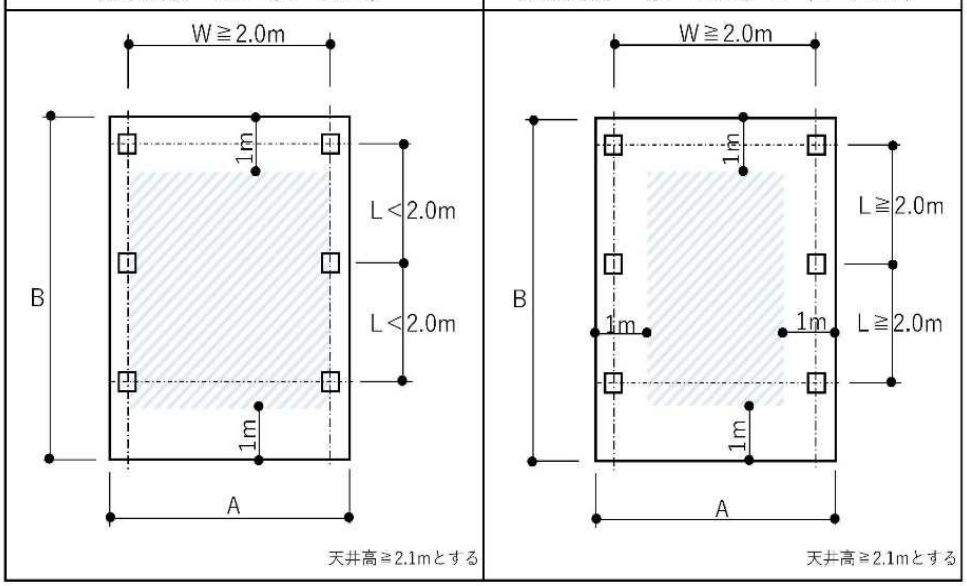

令第2条第1項第二号の規定に基づく国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造（平成5年告示第1437号）

一　外壁を有しない部分が連続して4m以上あること

二　柱の間隔が2m以上であること

三　天井の高さが2.1m以上であること

四　地階を除く階数が1であること

令第2条	アルミニウム合金造カーポートの軒高について	

運　用

軒の高さは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さとする。

屋根が小屋組で形成されているものは、それを支持する壁、敷桁又は柱の上端までとする。

片流れ屋根の場合は、高い側の軒の高さを当該建築物の軒の高さとする。

したがって、下図のアルミニウム合金造カーポートにおける軒の高さは、H1となる。

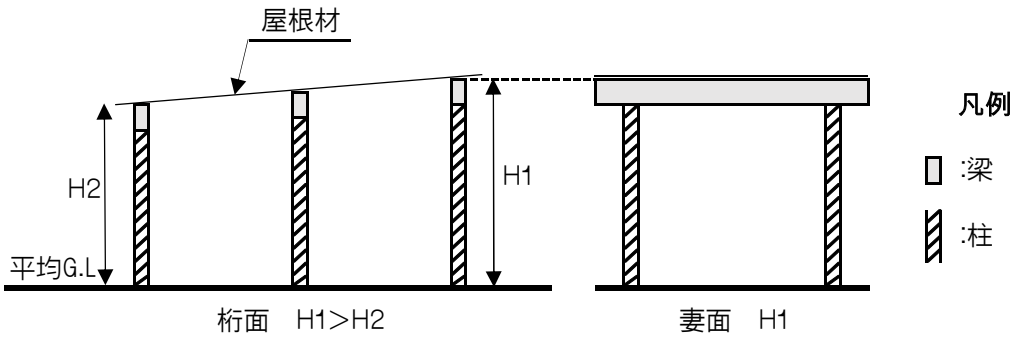

解　説

上図の場合、小屋組が形成されていないため、梁の上端までを軒高とする。なお、片流れ屋根の軒の高さは高い側とし、確認請書第4面【9.高さ】【ロ.最高の軒の高さ】にその値(H1)を記載するものとする。

参　考

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.116

履　歴

・令和5年(2023年)4月1日公表

令第2条	小屋裏物置等について	

運　用

小屋裏または天井裏の余剰空間を利用した物置等（以下「小屋裏物置等」という。）について、当該部分の最高の内法高さが1.4メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分（下図の例では2階）の床面積の2分の1未満である場合、当該小屋裏物置等は、階とみなさないこととし、床面積に算入しない。

なお、小屋裏物置等の空間を創出するために束を立てて、屋根の全部又は一部を高くしているものは小屋裏物置等余剰空間を利用したものとは解せず、階とみなし、床面積に算入する。（図1～図3）

小屋裏物置等の屋根又は外壁面に開口部を設けた場合であっても、当該小屋裏物置等を介して隣接する他の居室への採光上・換気上・排煙上有効な窓としては認められない。

また、小屋裏物置等を利用するための固定階段（取り外しが容易である梯子又は折りたたみ可能な梯子を除く。）を設置する場合は、令第23条から第25条までの規定を適用する。

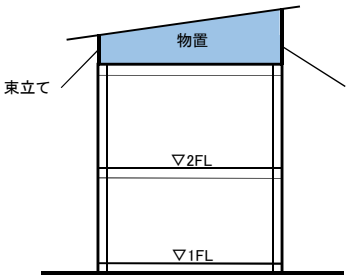

図1

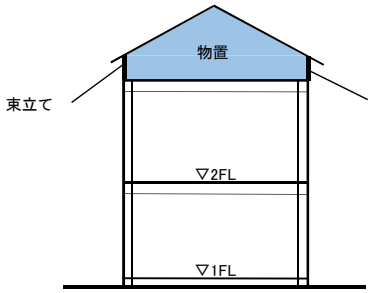

図2

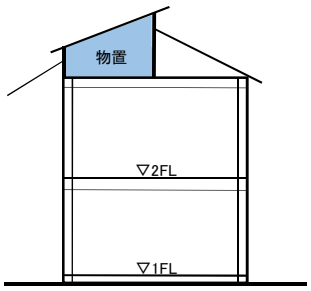

図3

解　説

上記の運用は、余剰空間を利用した小屋裏物置等はみなすことができない一例を示したものである。

小屋裏物置等の外壁面に開口部を設ける場合は、開口部から転落しないよう大きさ、取付高さ及び開放方法等に留意すること。

参　考

・平成12年6月1日建設省住指発第682号

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.118～P.119

参　考

・令和5年（2023年）4月1日公表

法第43条	路地状部分の定義について	

運　用

法第43条第3項の規定による建築物の敷地及び建築物と道路との関係についての制限を付加した市条例第12条の路地状部分の長さ及び路地状部分の幅員についての取扱いは以下のとおりとする。

なお、路地状敷地とは、幅員6m未満の部分を有する敷地をいう。

1. 路地状部分とは、幅員6m未満の部分から道路までの部分をいう。

2. 路地状部分は、通行上支障がないようにしなければならない。したがって、路地状部分には、通行上支障がある附属建築物（建築物扱いしないプロパン庫、ゴミ庫及び小規模倉庫等を含む。）を建築してはならない。

また、青空駐車場の計画や門または塀等の設置も不可とする。

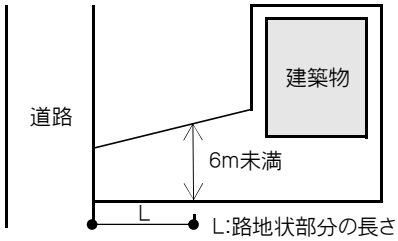

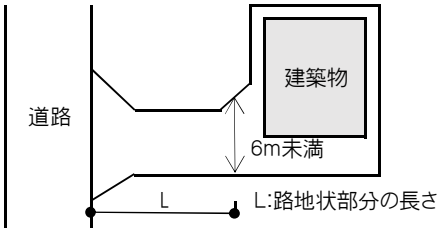

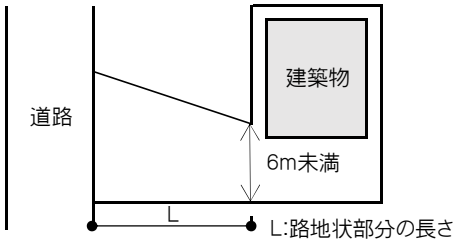

解　説

法第43条本文で「建築物の敷地は、道路に2m以上接していなければならない。」と規定されている。

市条例第12条では、法別表第1(い)欄第(1)項から第(4)項までに掲げる特殊建築物、階数が3以上である建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物が存する敷地が路地状敷地となる場合の制限を付加している。

このような敷地は、避難上及び防火上の安全確保が求められるため、路地状部分の長さによって有効幅員が定められている。

なお、市条例では路地状部分の幅員の最大は6mであり、路地状部分の最小幅員が6mを超える場合は上記の適用を受けない。

参　考

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.130～P.131

・市条例第12条

履　歴

・令和4年(2022年)4月1日公表

法第52条	容積率の限度を算出する場合の道路の幅員について	

運　用

前面道路の幅員が一様でない場合の道路の幅員（法第52条での容積率算定）は、法第43条第1項及び第3項による条例の接道規定を満たす位置（A）での道路幅員（B）とする。

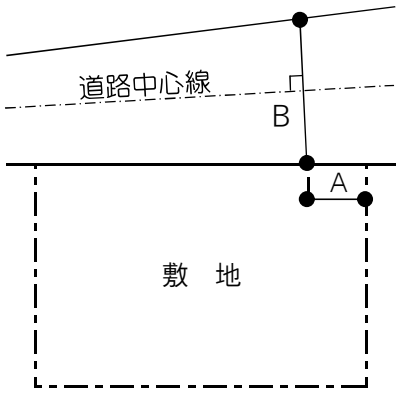

法第43条第1項　：Aの数値は2m

法第43条第3項　：Aの数値は2m、3m、4m、6mのいずれか
（市条例第12条参照）

【注意】道路幅員（B）は、道路中心線と直角である。

解　説

参　考

・市条例第12条

・2022年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例P.236

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

法第56条	北側斜線制限の天空率適用について	

運　用

敷地の真北方向に道路（境界線）がある場合、北側斜線制限不適用の天空率は適用できないものとする。

解　説

法第56条第7項第三号では、「**隣地境界線**から真北方向への水平距離」と規定されていることから、道路境界線を隣地境界線とみなして天空率を適用することはできないと解する。

なお、平成30年の国土交通省パブリックコメント結果概要において、「北側が道路である場合、道路側の敷地境界線においても適用することについては、法の趣旨に鑑み、慎重に検討する必要があるため、現時点では対応が困難であると考えます。」とあることから、上記運用とする。

参　考

・国土交通省パブリックコメントの結果概要（平成30年2月16日結果告示、『今後の建築基準制度のあり方について「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）』）

履　歴

・令和5年（2023年）4月1日公表

令第80条の3	土砂災害特別警戒区域内外にわたる居室を有する建築物の構造について	

運　用

居室を有する建築物が土砂災害特別警戒区域内外にわたる場合、令第80条の3の規定が適用される。

なお、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第25条の規定により、確認申請等の規定が準用される。（別紙参照）

解　説

土砂災害特別警戒区域内外にわたる居室を有する建築物（建築物が土砂災害特別警戒区域にかからないものは除く）については、法第91条の規定により、「敷地の過半の属する区域」の適用を受けることとされている。

しかしながら、土砂災害防止法については、本法が災害対策における人命保護であることから、土砂災害防止法問答集（国土交通省監修）では、「一般に1棟の建築物内は機能的に一体であり、居室がある限り、居室以外の場にも人がいる可能性は少なくなく、また、建築後において居室の用途が容易に変更されることも考えられることから、居室を一つでも有していれば、居室の位置や規模に関わりなく、1棟の建築物全体が構造基準への適用となります。」と解説している。

したがって、土砂災害特別警戒区域内の建築物に居室を有する建築物が存する場合には、令第80条の3の構造規制を受けることとなる。

なお、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域を含め、崖に近接して建築行為を行う際には、道路建設課がけ地対策室と協議を行うこと。

参　考

・建築構造審査・検査要領2016年版P.164～P.166

・土砂災害防止法問答集（国土交通省監修）

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

別　紙

土砂災害特別警戒区域に係る確認申請等の取扱いについて

都市計画区域外において、居室を有する建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域の内外にわたる場合の取扱い

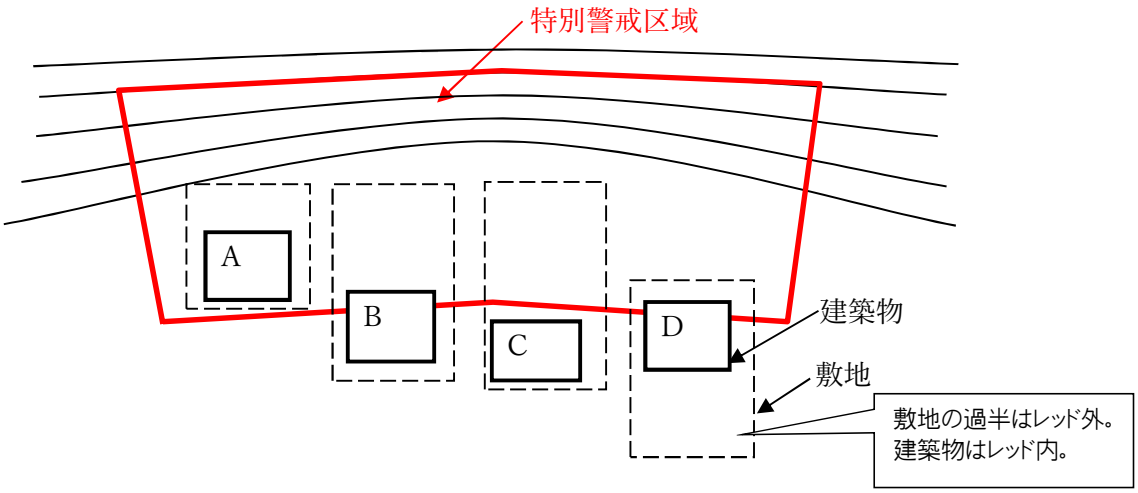

【法第６条第１項第四号】

建築物	A	B	C	D
建築確認申請	必要	必要	不要	不要
令第80条の3に規定する 建築物に対する構造規制	受ける	受ける	受けない	受ける

※　特別警戒区域に居室を有する建築物があれば、土砂災害防止法第25条の適用を受け建築確認申請が必要。

Cは特別警戒区域に建築物がないことから土砂災害防止法第25条の適用を受けず、建築確認申請は不要。

【法第６条第１項第一～三号】

建築物	A	B	C	D
令第80条の3に規定する 建築物に対する構造規制	受ける	受ける	受けない	受ける

※　Cは、敷地の過半が特別警戒区域に属するが特別警戒区域内に居室を有する建築物が無いため、結果として構造規制を受けない。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）

（特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用）

第２５条　特別警戒区域(建築基準法第６条第１項第四号の区域を除く。)内における居室を有する建築物(同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。)については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第６条から第７条の５まで、第１８条、第８９条、第９１条及び第９３条の規定　（これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

令第86条	積雪荷重について	

運　用

令第86条第6項の適用は、不可とする。

解　説

当市は「雪下ろしを行う慣習のある地方」ではない。

参　考

履　歴

・令和5年(2023年)4月1日公表

法第36条・令第112条	竪穴区画内における最下階の段下部分に設ける倉庫等について	

運　用

鉄骨階段で、最下階に階段区画内から利用される階段下部分の倉庫等を設ける場合は、以下のとおりとする。

ただし、これは一例であり、倉庫等が耐火構造の壁等で階段と区画される場合はこの限りではない。

・倉庫等の周囲壁は、耐火構造とすること。

・倉庫等の天井（鉄骨階段の段裏）部分に吹付ロックウール厚さ30mm以上で被覆すること。

・倉庫等の出入口は、防火設備（常時閉鎖式、遮煙性能有り）とすること（特定防火設備も可）。

なお、避難階段又は特別避難階段であるときは、この取扱いは不可とする。

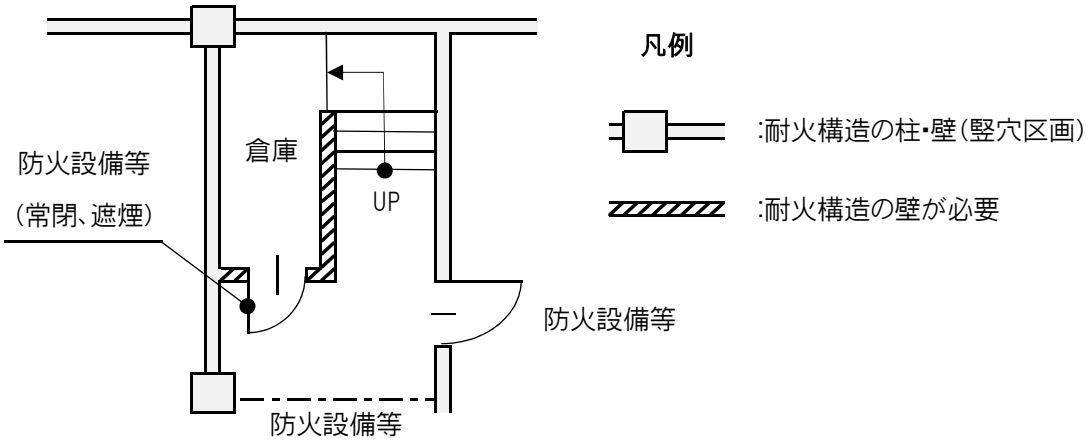

解　説

上記の運用は主要構造部を耐火構造とした建築物の場合である。よって、主要構造部を準耐火構造とした建築物又は令第136条の2第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の場合は、各々主要構造部に要求される構造と同じ壁で区画することでよい。

主要構造部は部位により要求される耐火性能が異なるが、下記参考の認定内容により、鉄骨階段の踏面（水平方向）裏面及び蹴上げ（鉛直方向）裏面を一律に吹付ロックウールを厚さ30mm以上で被覆することにより、区画が成立していると解する。

なお、上図では、倉庫が耐火構造の壁で区画されていない（閉じられていない）ため、階段下の全ての段裏部分に吹付被覆が必要である。（倉庫が耐火構造の壁で区画されている場合は、その区画内の段裏部分のみ吹付被覆すればよい。）

参　考

吹付けロックウール被覆耐火構造の大臣認定番号

・FP060FL－9128（床、1時間耐火）・・・吹付ロックウール厚さ15mm以上

・FP060NE－9305（外壁・非耐力壁、1時間耐火）・・・吹付ロックウール厚さ30mm以上

履　歴

・令和5年（2023年）4月1日公表

令第123条	屋外避難階段の開口部からの距離の測定について	

運　用

「屋外避難階段は、その階段に通ずる出入口以外の開口部から2m以上の距離に設けること」と規定されている。

ただし、下図のように線ABCが2m以上確保するように耐火構造のそで壁が設けられている場合には、開口部を設けることができるものとする。

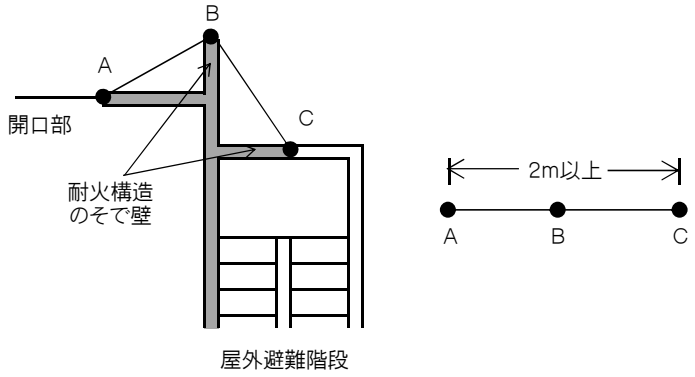

解　説

耐火構造のそで壁を設けることにより、煙、火炎の噴出等に対する安全性を確保できるものは、直線距離ACが2m未満であっても開口部を設けることができる。

参　考

・建築物の防火避難規定の解説2016（第2版）P.57

履　歴

・令和4年（2022年）4月1日公表

令第126条	階段の踊場、吹抜き部分等における手すり壁について	

運　用

・法別表第1(い)欄第(1)項から第(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物

・階数が3以上である建築物

・令第116条の2第1項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室を有する階

・延べ面積が1,000㎡をこえる建築物

は、令第126条第1項の適用を受け、2階以上の階にある階段の踊場、吹抜き部分等における手すり壁の「安全上必要な高さ」は、1.1m以上としなければならない。

なお、「安全上必要な高さ」とは、足がかりとなる部分を除いた高さとする。

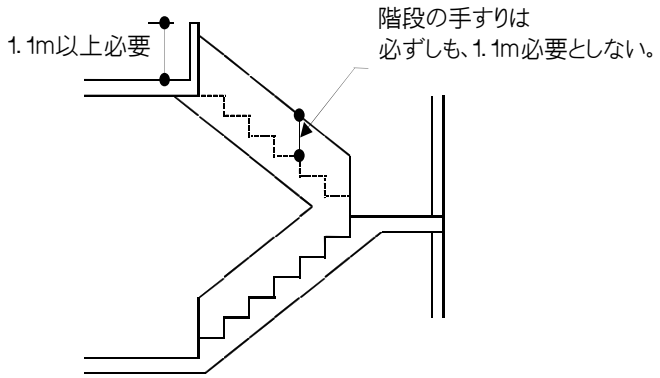

解　説

令第126条第1項に規定する「バルコニーその他これらに類するもの」とは、「主として避難施設及び避難経路の部分である階段の踊場及び吹抜きに面した廊下等を対象とする」(建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P.65より)とある。しかしながら、手すり壁等は、乳幼児等が高所からの墜落を防止する性能を有していることから、上記に掲げる建築物や階においては、避難器具が設置されていないバルコニーに対しても1.1m以上の高さを求める。

令第126条第1項の「安全上必要な高さ」とは、足がかりとなる等安全上支障となる部分については、この高さには含めない。

令第126条第1項の「2階以上の階」とは、「階数が2以上」と同義である。したがって、地下1階、地上2階建ての建築物において地上1階部分から地下1階へ下りる階段部分にも適用を受ける。

参　考

・建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)P.65

履　歴

・令和4年(2022年)4月1日公表

令第126条の2	排煙設備の別棟規定の適用について	

運　用

令第126条の2第2項第一号の適用については、増改築時のみにかかわらず新築時も可とする。

解　説

令第126条の2第2項第一号の適用については、従前から増築時における既存部分の救済措置としてきた。しかし、平成30年の国土交通省パブリックコメントの結果概要において、「新築か増改築かにかかわらず適用することが可能な基準です。」と明確に示されたことから、新築時も可とする。

参　考

・国土交通省パブリックコメントの結果概要（平成30年2月16日結果告示、『今後の建築基準制度のあり方について「既存建築ストックの有効活用、木造建築を巡る多様なニーズへの対応並びに建築物・市街地の安全性及び良好な市街地環境の確保の総合的推進に向けて」（第三次報告案）』）

履　歴

・令和5年（2023年）4月1日公表

建築物の屋上部分等の取扱いについて

令和２年５月１日　公表

１.建築物の屋上に設ける工作物(法第 56 条第１項)

（１）建築物の屋上に設置される広告塔、広告板等の工作物は道路斜線、隣地斜線、日影規制の対象とはならないが、その工作物本来の目的よりも建築物全体構成のなかの一要素としての色合いが強く、意匠目的が主と思われるものについては建築物の一部として取り扱う。

（２）高架水槽、キュービクル、クーリングタワー等の建築設備を囲む必要最小限の目隠し壁等は建築設備の一部と考え階段室、昇降機塔、物見塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物と同様に取扱うが、目隠し壁を兼ねた広告板等で、建築物の一部としての意匠的色合いが強く、かつ周囲に与える影響が少なくないと判断されるものについては上述の工作物同様、形態規制の対象とする。

（３）広告板などの工作物は、その看板面等と建築物は 50 ㎝以上離し、かつ構造的にも建物本体の構造部とは分離したものとすること。

２.「階段室、昇降機塔、物見塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」に該当するもの（令第２条第１項第六号ロ）

（１）昇降機の乗降ロビー（通常の乗降に必要な規模程度のものに限る。）

（２）時計塔、教会の搭状部分

（３）高架水槽（周囲の目隠し部分を含む。）

（４）キュービクル等の電気設備機器（周囲の目隠し部分を含む。）

（５）クーリングタワー等の空調設備機器（周囲の目隠し部分を含む。）

３.屋上部分の水平投影面積の算定方法（令第２条第１項第六号ロ）

（１）目隠しで囲まれた高架水槽等（上記２.（３）～（５）の設備機器）については、目隠しで囲まれた部分の面積により算定する。

屋上平面図

（２）広告板で囲まれた高架水槽等については、広告板で囲まれた部分の面積により算定する。

屋上平面図

（３）屋上面が複数存在する場合は、個々の屋上面の屋上部分の水平投影面積の合計と全体の建築面積との比較により判断するものとする。

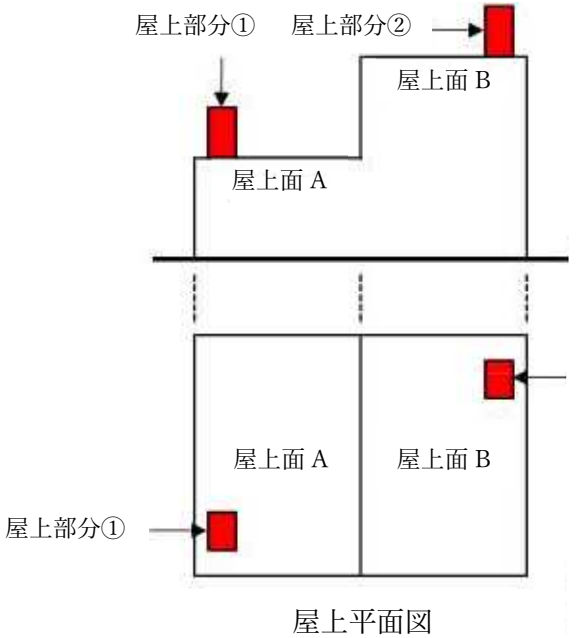

屋上平面図

屋上面 A の建築面積：Aa
屋上面 B の建築面積：Ab
屋上部分①の水平投影面積：A1
屋上部分②の水平投影面積：A2

A1＋A2
- ≦(Aa＋Ab)/８⇒「建築物の高さ」に不算入
- ＞(Aa＋Ab)/８⇒「建築物の高さ」に算入

なお、A1≦Aa/８、A2＞Ab/８などの式によって、屋上面ごとに判断はしないこと。

（４）隣接する当該建築物の部分（側方）から通常進入可能な部分は、屋上部分とはみなさない。

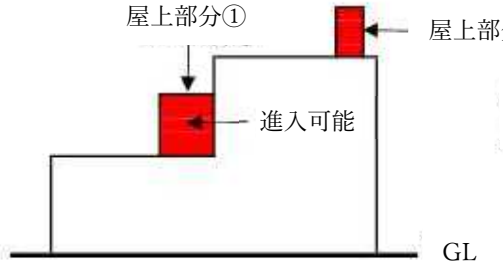

立面図

屋上部分①は屋上部分とみなさないことになる。
よって上記(３)の例に当てはめると、

A2
- ≦(Aa＋Ab)/８⇒「建築物の高さ」に不算入
- ＞(Aa＋Ab)/８⇒「建築物の高さ」に算入

４.「棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物」に該当するもの（令第２条第１項第六号ロ）

・避雷針、アンテナ
・パイプ、ダクトスペース等の立ち上がり部分
・鬼瓦
・手摺（階段室または屋外階段で屋上に出入りが可能で、人の転落を防止するために設置する平面計画であること。高さは屋上面から概ね２ｍ以下とし、開口率は50%以上とすること。）

５.相談窓口

【建築指導課】
１～４に関する建築物の取扱いに関すること。
【都市計画課】
地区計画、まちづくり協定、高度地区における建築物の制限に関すること。
【景観政策課】
風致地区、景観条例における建築物の制限に関すること。
※別途、屋上の設備機器の目隠し修景に関する基準や屋上広告物に関する基準があります。
詳しくは景観政策課へお問い合わせください。